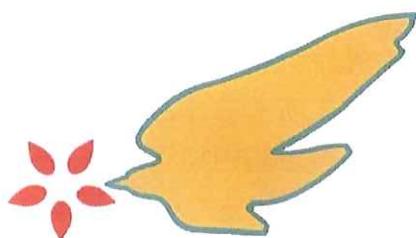


短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書



美香苑ショートステイサービス

重要事項説明書

1. 事業者

〈事業者名称〉	社会福祉法人 八千代美香会
〈法人所在地〉	千葉県八千代市村上641
〈代表者氏名〉	理事長 綱島 照雄
〈電話番号〉	047-482-8670

2. ご利用施設

〈施設名称〉	美香苑ショートステイサービス
〈介護保険指定番号〉	千葉県 第 1272600204 号
〈施設所在地〉	千葉県八千代市村上641
〈施設長氏名〉	施設長 野添 江利子
〈サービス提供責任者〉	生活相談員 山口 久恵
〈電話番号〉	047-482-8670

3. ご利用施設があわせて実施する事業

居宅介護支援事業	地域包括支援センター
介護老人福祉施設	認知症対応型共同生活介護事業
通所介護事業	介護予防日常生活支援総合事業 通所型サービス
認知症対応型通所介護事業	介護予防認知症対応型通所介護事業

4. 事業の目的と運営の方針

[事業の目的]

介護保険法の理念に基づき、施設に短期間入所する要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という）の者に対し、居宅サービス計画又は介護予防支援計画（以下「居宅サービス計画等」という）に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

[施設運営の方針]

- 1) 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態又は要支援状態の悪化の防止に資するよう運営するものとする。
- 2) 施設は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画等」という）を作成するものとする。
- 3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 5) サービスの提供にあたっては、入所者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、緊急やむを得ない場合に該当するかの判断を関係職員間において協議し、利用者本人や家族に対し、身体的拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、機関等を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

5. 施設の概要

〈開設〉 平成元年5月 〈利用定員〉 9名 〈敷地〉 3517.72m²

〈建物構造〉 鉄筋コンクリート造3階建 〈建物面積〉 2975.96m²

①居室

個室：4部屋	2人室：7部屋	4人室：14部屋
--------	---------	----------

②主な設備

食堂：	1室 (173.46m ²)	静養室：	1室
機能訓練室：	1室 (33m ²)	サービスステーション：	5室
一般浴室：	2室	洗濯室：	1室
特別浴室：	1室 (家庭浴槽併設)	スプリンクラー：	全館
医務室：	1室	冷暖房：	全館
デイルーム：	1室		

③職員

(令和3年4月1日時点)

職種	員数	勤務体制等		休暇
施設長	1			
生活相談員	1以上	日勤	9:00～17:45	
管理栄養士	1以上			
事務員	1			
介護職員	22以上	早番 日勤 遅番 夜勤	7:30～16:15 9:00～17:45 10:45～19:30 17:00～ 9:30	4週8休
看護職員	3以上 (内1は常勤)	早番 日勤 遅番	8:30～17:15 9:15～18:00 9:45～18:30	
介護支援専門員	1以上	施設ケアマネージャー		
機能訓練指導員	(1)以上	原則として毎月2回土曜日の午後		
医師	(1)	原則として毎週水曜日の午後		

() は非常勤・嘱託

6. ご利用いただける方

市町村の行う要介護認定又は要支援認定にて要介護状態等と認定された方で、居宅サービス計画等に短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という）の利用が組み込まれている方。かつ、入院治療を必要とせず、他に感染する恐れのある疾患がない方。

7. ご利用方法

原則として当施設所定の健康診断書を事前に提出していただきます。重要事項をご説明した上で利用契約を締結し、居宅サービス計画等に組み込まれている短期入所生活介護等の利用日にご利用いただけます。

8. 介護保険給付対象サービス

①食事介助

食事時間は朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 6 時です。歯の具合や健康状態によって主食はごはんと全粥、おかずは常食・きざみ・極きざみ・ミキサー食を用意いたします。基本的に食堂での食事とし、各季節ごとのメニューや、月 1 回程度の行事食も取り入れています。

②入浴介助

原則として週 2 回実施しています。一般浴・中間浴・特別浴のいずれかをご利用いただきます。

[一般浴] 歩行ができる方が対象で、銭湯にあるタイプの大浴槽です。

[中間浴] 起立ができる方が対象で、家庭にあるタイプの一人用浴槽です。

[特別浴] 起立や歩行ができない方が対象で、機械式の浴槽です。

③排泄介助

身体状況等により、居室へのポータブルトイレの設置やトイレへの誘導や見守り等、必要な介助を行います。おむつ利用の方の場合は、1 日 4 回の定時交換（9：00、13：30、19：00、4：00）と、ご希望時やご本人の状況により随時交換いたします。おむつの種類は紙おむつ（平形・パンツタイプ）、尿取りパット、布おむつを使用いたします。

④健康管理

施設の看護職員により健康管理を行っています。日常的な検温、血圧測定、内服薬の管理や健康状態の観察・処置を実施しています。お薬等をお飲みの場合は必要量をお持ち下さい。

⑤機能訓練

日常訓練を送る上で必要となる生活機能の改善または維持に資するため、日常動作の自立を念頭にした介護を行います。

⑥日常生活上の介護

更衣、洗濯、洗面、移動、体位変換、口腔ケア、整容等の介助を必要に応じて行います。また、シーツ交換は週 1 回及びご利用の都度実施しています。

⑦社会生活上の便宜

教養娯楽設備（新聞、雑誌、本、大型テレビ等）を用意する他、隨時レクリエー

ション、行事を企画、実施しております。

⑧相談及び援助

利用者及びご家族からの相談に適切に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。

⑨送迎

ご利用者の心身の状態、ご家族の事情等を考慮して送迎が必要と認められる場合は送迎いたします。送迎実施範囲は八千代市、佐倉市、船橋市、千葉市、習志野市、四街道市、印西市になります。

⑩緊急短期入所

緊急利用に関しては、職員体制・居室の空き状況に応じて受け入れをしていきます。

9. 介護保険給付対象外サービス

①食費

食材料費及び調理費になります。

②滞在費

多床室においては光熱水費、従来型個室においては光熱水費と室料になります。

③理美容費

毎月2回程度、出張による理髪サービスが利用できます。生活相談員又は送迎職員まで申し込んでください。

④利用者の選定により提供するもの

教養娯楽費（行事参加費・クラブ活動費等）、日常生活費、喫茶コーナー利用費、外注による食事注文費等になります。

10. 支払方法

お客様には、自動引き落としのご協力をお願いしております。

【自動引き落とし】ゆうちょ銀行及び全銀協の集金代行サービスにて対応致します。

毎月15日前後に前月分の請求書を発行し、その翌月の4日（土日祭日等で金融機関休業の場合は翌営業日）自動引き落としが行われ、領収書は翌月の請求書と同時に発行致します。

例) 4月ご利用料 ⇒ 5月15日前後に請求書を発行、3月利用料領収書発行
⇒ 6月4日指定口座より自動引き落とし
⇒ 6月15日前後に4月利用料領収書発行

11. 非常災害時の対策

別途定める『消防計画』により対応いたします。尚、カーテン等には防災適合品を使用しています。

[防火管理者] 寺村 保彦

[管轄消防署] 八千代消防署

防火設備	・自動火災報知機	・誘導灯	・非常通報装置
	・屋内消火栓	・防火扉	・ガス漏れ警報機
	・スプリンクラー	・避難階段	・防災倉庫(テント、発電機等)

非常災害、感染症の発生時の対策として入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画策定を行うとともに定期的な見直しを図り、想定訓練等を実施します。

12. 緊急時の対応

短期入所生活介護等のご利用期間中に病状の急変等、緊急に対応が必要な場合は原則としてご家族に対応をお願いしています。状況により夜間帯にも連絡をさせて頂くことがあります。ご家族による対応が困難な場合は、以下に示す当施設の協力病院または対応可能な診療科目のある近隣の病院に連絡し必要な対応をいたします。ご希望の医療機関等がある場合は前もってご相談下さい。

新八千代病院	住所：八千代市米本2167 電話：047-488-3251
--------	-------------------------------

13. 個人情報の保護

個人情報保護法、その他の関係法令により個人情報利用についての同意書を交わし、同意の内容を遵守した取扱いとします。また、サービスの質の向上のために厚生労働省へご本人の個人情報等をデータ提出させて頂くことがありますのでご了承ください。

14. 24時間の看護体制

当施設看護職員と協力医療機関の連携により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理体制を確保いたします。

15. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

①面会・外出

面会者は、事前にお電話でご予約の上で面会室等の定められた場所にて面会が可能です。来苑時には手洗い、手指の消毒、検温等にご協力を願い致します。受付に備付の面会簿に必要事項を記入し、面会して下さい。

但し感染症の流行期などにおいては状況により、面会を中止とさせて頂く場合があります。ご意向によりテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う事も可能です。また、食べ物を持参した場合はお手数ですが職員にお伝えいただきますよう、ご協力を願いいたします。

外出の場合は、行き先と帰りの時間を施設に届け出で下さい。事故防止のため利用者単独での外出は原則として禁止しています。感染症の流行状況やご本人の健康上の理由によりご遠慮いただく場合がございます。

②居室・設備・器具等の利用

施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。ご利用になる居室の決定や変更は当施設にて判断することがございます。

③喫煙

当施設では、館内禁煙となっております。

④迷惑行為等

他の利用者の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動その他の行為はご遠慮願います。また、無断で他の利用者の居室に立ち入らないよう、ご注意下さい。

⑤所持品

入所時に必要な所持品は別紙でご案内いたします。家具、ペット、大型テレビ等の持ち込みはできません。その他の物品については生活相談員にご相談下さい。

⑥ご家族の住所等の変更

住所、電話番号等に変更があった場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

⑦感染症流行時期の対応

感染症の流行時期においてご自宅での朝の健康チェック等について詳細文を通知しますので、その際にはご協力を願いします。

16. 苦情の申し立て

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では苦情解決責任者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努める事と致します。

苦情解決責任者	施設長 野添 江利子 Tel : 047-482-8670
苦情解決担当者	主任生活相談員 黒田 純一朗 Tel : 047-482-8670
苦情解決 第三者委員	社会福祉法人八千代美香会評議員 宮崎 弘 Tel : 047-482-8498 小川 英明 Tel : 047-431-1421
八千代市 長寿支援課	Tel : 047-483-1151
市 課	Tel : (八千代市以外の場合)
千葉県国民健康保 険団体連合会介護 保険課苦情処理係	Tel : 043-254-7428

[苦情申し立ての例]

- ・床ずれができた
- ・人権侵害をうけた
- ・十分な説明がない
- ・契約内容に反している
- ・プライバシーが守られていない
- ・他、短期入所生活介護等のサービス提供にかかるすべての苦情

[苦情申し立てから解決までの流れ]

- 1) 苦情申し立て…担当者に電話・面接・文書・FAX等により申し出ます。
- 2) 内容の確認…担当者が苦情の申し立て内容についての確認をいたします。
- 3) 検討会議…調査確認を行い、必要に応じて検討会議を開きます。
- 4) 話し合い…申立者と施設側での話し合いを行います。
- 5) 解決…再発防止策を検討・実施いたします。

17. 利用料金表（5級地・10,55・1日分）

① 多床室

要介護度		介護費 1割 分	食費	滞在費
要支援	1	451 単位	第4段階 1,750 円 (内訳) 朝 400 円 昼 750 円 夕 600 円	(令和6年7月31日まで) 第4段階 1120 円 第3段階② 370 円 第3段階① 370 円 第2段階 370 円 第1段階 0 円
	2	561 単位		
要介護	1	603 単位	第3段階② 1,300 円	(令和6年8月1日から) 第4段階 1120 円 第3段階② 430 円 第3段階① 430 円 第2段階 370 円 第1段階 0 円
	2	672 単位		
要介護	3	745 単位	第3段階① 1,000 円	
	4	815 単位		
要介護	5	884 単位	第2段階 600 円 第1段階 300 円	

② 従来型個室

要介護度		介護費 1割 分	食費	滞在費
要支援	1	451 単位	第4段階 1,750 円 (内訳) 朝 400 円 昼 750 円 夕 600 円	(令和6年7月31日まで) 第4段階 1,440 円 第3段階② 820 円 第3段階① 820 円 第2段階 420 円 第1段階 320 円
	2	561 単位		
要介護	1	603 単位	第3段階② 1,300 円	(令和6年8月1日から) 第4段階 1,440 円 第3段階② 820 円 第3段階① 820 円 第2段階 420 円 第1段階 320 円
	2	672 単位		
要介護	3	745 単位	第3段階① 1,000 円	
	4	815 単位		
要介護	5	884 単位	第2段階 600 円 第1段階 300 円	

③ その他

- 理美容費：1700円
- 教養娯楽費（行事参加費、クラブ活動費等）：実費
- サービス実施記録の複写物の交付を受ける場合のコピー費：10円（1枚）
- 日常生活費
 - ・歯ブラシ：70円
 - ・入れ歯洗浄剤：20円
 - ・ノート（B5）：60円（1冊）
 - ・ウェットティッシュ：300円（1箱）
 - ・歯磨き粉：290円
 - ・入れ歯安定剤：1,110円
 - ・ティッシュ：100円（1箱）

※他の日用品及び消耗品に関しましては、購入にかかった費用を負担して頂きます。

※日用品費の価格は、市場価格に合わせて随時変動する場合がございますので、実

費記載とさせていただきます。請求金額につきましては、請求書の内容をもって代えさせていただきます。

[各段階の解説]

第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、生活保護受給者または老齢福祉年金受給者
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、公的年金等収入金額（非課税年金含む）及びその他の合計所得金額が年80万円以下の方
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税であって、公的年金等収入金額（非課税年金含む）及びその他の合計所得金額が年80万円超120万円以下の方
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税であって、公的年金等収入金額（非課税年金含む）及びその他の合計所得金額が年120万円超の方
第4段階	・上記のいずれにも当てはまらない方

注1) 施設の職員体制等の要件を満たす場合に、別途以下の加算にかかる費用の合計に負担割合証の割合を乗じた額がかかります（1単位=10.55円）。

サービス提供体制強化加算（※I）22単位、サービス提供体制強化加算（※II）18単位、サービス提供体制強化加算（※III）6単位、機能訓練指導員配置加算13単位、夜勤職員配置加算13単位、看護体制加算（I）4単位、看護体制加算（II）8単位。※はいずれか1つの算定になります。
囲み線は介護予防短期入所生活介護には適用されません。

注2) 以下に該当するサービスを受けた場合は、別途以下の加算にかかる費用の合計に負担割合証の割合を乗じた額がかかります（1単位=10.55円）。

送迎加算（片道）184単位、認知症行動・心理症状緊急対応加算200単位、若年性認知症利用者受入加算120単位、療養食加算8単位/回、在宅中重度者受入加算413～425単位、緊急短期入所受入加算90単位。

（令和6年4月1日～5月31日までの介護職員処遇改善加算）

●介護職員処遇改善加算は一か月分の基本利用料+それぞれの加算（介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く）に0.083を乗じた額となります。

●介護職員等特定処遇改善加算は一か月分の基本利用料+それぞれの加算（介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く）に0.027を乗じた額となります。

●介護職員等ベースアップ等支援加算は一か月分の基本利用料+それぞれの加算（介護職員処遇改善加算・介護職員処遇改善加算を除く）に0.016を乗じた額となります。

囲み線は介護予防短期入所生活介護には適用されません。

(令和6年6月1日から上記の介護職員処遇改善加算が一本化となります)

○介護職員等処遇改善加算

この加算は【①、②の介護費1～3割分の基本単位+注1、注2の各種加算】を合計（月額計算）したものに0.14をかけた金額になります。

注3) 介護保険上のサービス提供の上限として30日以上のショートステイは提供できません。

注4) 第1段階から第3段階の方で、利用期間中に1食ないし2食の日がある場合の食費については、第4段階に示した1食あたりの単価の合計額と、各段階の金額とを比較して少ない方の金額となります。

注5) 介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦、1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。そのサービス提供証明書を後日、お住まいの市町村介護保険担当課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

注6) 感染症等又は著しい精神症状等により同室の他の利用者的心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室の利用の必要があると医師が判断した場合は、従来型個室の利用であっても多床室の料金が適用されます。

注7) おむつ・洗濯代金は上記の料金に含まれています。

注8) 介護保険内利用料の合計額に介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額のご利用者負担分がかかります。

注9) 介護保険制度改革の際に利用料金のみの変更である場合は、別紙にてご説明およびご契約を取り交わす形を取らせて頂きますのでご了承ください。

18. 実習生の受け入れについて

当施設では介護福祉士、社会福祉士、訪問介護員等を養成する専門学校等の養成機関からの依頼を受け、現場実習の受け入れを行います。実習生が期間中に一人の利用者を受け持ち、実際の援助をさせていただくこともあります。

実習生が利用者の方々に対して適切な援助を行えるよう養成機関や当施設従業者により指導を行っていきます。なお実習生も従業者と同様に個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

19. 第三者評価の実施状況

あり	実施日	令和 年 月 日
	評価機関名称	
	結果の開示	1、あり 2、なし
なし		

重要事項説明書の同意書

令和 年 月 日

美香苑ショートステイサービスを利用するにあたり、ご利用者に対して、
本書面にて重要事項について説明しました。

事業者 [事業者名称] 社会福祉法人 八千代美香会
[施設名称] 美香苑ショートステイサービス
[指定番号] 千葉県知事指定 第1272600204号
[施設所在地] 千葉県八千代市村上641
[代表者氏名] 理事長 綱島照雄 印

[説明者氏名] 主任生活相談員 黒田 純一朗 印

私は、美香苑ショートステイサービスを利用するにあたり、本書面により、
事業者から重要事項の説明を受け、これに同意しました。

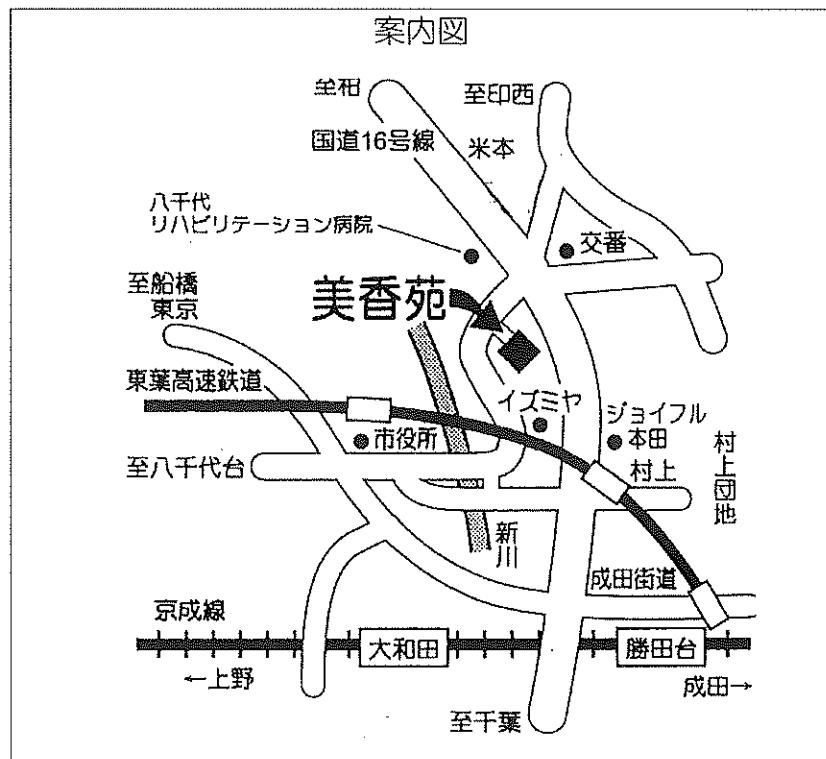
利用者 [氏名]

利用者代理人 [氏名] (続柄)

～交通のご案内～

☆電車・バスご利用の場合

- ・京成線 勝田台駅下車
東洋バス「米本団地行き」にて、「八千代リハビリテーション病院」
下車 徒歩 5分
- ・東葉高速線 八千代中央駅下車
東洋バス「米本団地行き」にて、「立野台」下車 バス停前



美香苑ショートステイサービス

〒276-0028

千葉県八千代市村上641

TEL 047-482-8670

FAX 047-483-3431

令和6年4月1日改定

